



2026年改訂コーポレートガバナンス・コードにおける 知財・無形資産の開示要件と各社対応

エグゼクティブサマリー

2026年7月に実施予定のコーポレートガバナンス・コード（CGC）改訂は、知的財産・無形資産の位置づけを「単なる非財務情報の開示項目」から「取締役会が成長投資・経営資源配分において主体的に説明・監督すべき経営戦略の中核テーマ」へと根本的に転換させるものである。現行コードの補充原則3-1③（知財投資の開示）・補充原則4-2②（取締役会の実効的監督）は廃止され、改訂案では新原則4-1本文・解釈指針および原則4-2(2)に再編された。上場会社は2027年7月末までに改訂後コードを踏まえたCG報告書を提出することが求められる。^{[1][2]}^{[3][4]}

1. 改訂の背景と全体構造

1.1 今回の改訂の位置づけ

2021年以来5年ぶりの改訂となる今回の見直しは、「プリンシプル化・スリム化」と「実質化」を二大柱とする。金融庁および東証は2026年4月10日に改訂案を公表し、パブリックコメントを5月15日で締め切った。現行の基本原則5・原則31・補充原則47（計83個）が、基本原則4・原則26（計30個）へと大幅に整理された。補充原則に代わって「解釈指針」が新設されたが、解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外となる。^{[5][2]}

重要な背景として、日本企業の現預金偏重が長年指摘され、研究開発・人的資本・知的財産等の成長投資が不足しているとの問題意識が政策立案側に共有されていた。「稼ぐ力」の強化に向け「守りのガバナンス」から「攻めのガバナンス」への転換を促すことが今改訂の核心に置かれている。^{[6][7]}
^[^5]

1.2 知財・無形資産に関する条文の再配置

知財関連条文の変化を一言で表せば、「開示項目としての知財」から「成長投資として説明・監督される知財」への再配置である。現行コードではIPは第3章「情報開示」（補充原則3-1③）と第4章「取締役会の責務」（補充原則4-2②）に分散していたが、改訂案では中心論点が第4章「取締役会等の責務」に一本化された。〔4〕

現行条文	改訂案条文	変更の要点
補充原則3-1③後段「知的財産への投資等について情報を開示・提供すべき」	原則4-1第2文＋解釈指針「成長投資（…知的財産等の無形資産への投資等）…説明を行うべき」「創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべき」	IPは「経営戦略開示の一項目」から、取締役会が説明すべき成長投資かつ戦略的ライフサイクル管理の対象へ拡張〔4〕
補充原則4-2②後段「人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み…実効的に監督」	原則4-2(2)「経営資源の配分…不断に検証」	4-2から「知財」の直示文言は外れるが、監督機能は資源配分全体の不断検証として一般化・継続〔4〕
原則5-2「…設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等…明確に説明」	原則4-1第2文「成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）…説明を行うべき」	旧5-2に明示されていなかったIPが、新4-1の原則本文に追加。位置づけが株主対話章から取締役会責務章へ移動〔4〕

2. CG報告書に求められる知財・無形資産の具体的記載要件

2.1 原則4-1（取締役会の役割・責務Ⅰ）：成長投資の説明責任

改訂後CG報告書において、原則4-1への対応として企業は以下を具体的に説明することが求められる。〔5〕〔4〕

原則4-1の原文（成長投資関連部分）：

「取締役会は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、成長の実現を目指し、自社の資本コストを踏まえて収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、**成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的

財産等の無形資産への投資等）**や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行うべきである。」

原則4-1解釈指針の要求事項（コンプライ・オア・エクスプレイン対象外だが実質的な対応を支援）：

- 自社の収益性・資本コスト・成長フェーズ等を踏まえた中長期的な実行施策の説明〔⁴〕
- 投資先として「①自社内（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）または自社外（M&A・業務提携等）」「②時間軸（短期・中長期等）」「③国内外」という多様な投資機会を十分に認識していることを示すこと〔⁵〕
- 「知的財産等の無形資産への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきである」との明示〔⁴〕〔⁵〕

解釈指針の「創出・取得・強化・保護・収益化」という五要素は、CGCとして初めて明示されたIPのライフサイクル全体を網羅した戦略的フレームワークである。従来の「知財投資」という一語から、IPの取得形態（自社創出・外部M&A・ライセンス取得等）、強化・権利化、競合からの防衛、収益化（ライセンス・標準化・事業化等）まで包含する記載が期待される。〔⁴〕

2.2 原則4-2(2)（経営資源配分の不断の検証）：監督体制の説明

原則4-2(2)の原文：

「取締役会は、自社の経営資源の配分が、成長の実現を目指して策定・公表した経営戦略や経営計画に照らし適切なものとなっているかについて**不断に検証を行うべきである。**」

これにより、年に1回の形式的な「知財活動報告」ではなく、中計策定・予算編成・ポートフォリオ見直しのたびに知財投資を含む経営資源配分について取締役会が検証していることが記載されることが求められる。解釈指針は「現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているか」を検証のポイントとして挙げており、知財・無形資産の分野では「なぜ投資するか」のみならず「なぜ現時点で投資しないか（または縮小するか）」についても説明可能な状態にすることが求められる。〔⁵〕〔⁴〕

2.3 原則4-4解釈指針：知財保護とリスク管理の連携

新原則4-4の解釈指針は、リスク管理体制の考慮事項としてサイバーセキュリティ・経済安全保障・サプライチェーン途絶・技術等の情報流出リスクを明示した。これにより知財ガバナンスは、特許出

願・権利化という「攻め」の管理だけでなく、営業秘密管理・技術情報漏えい防止・経済安全保障対応という「守り」の管理体制についても取締役会レベルで説明することが求められる。〔^4〕

2.4 CG報告書記載要件の整理

2027年7月末提出のCG報告書では、原則4-1と原則4-2(2)への対応（コンプライ・オア・エクスプレイン）を核に、実質的に以下を説明することが求められる：〔5〕〔4〕

記載カテゴリ	求められる内容の水準
成長の道筋と知財戦略の接続	経営理念・中計→重点事業→競争優位→必要な知財・無形資産の論理的連鎖の説明
投資の具体的説明（何を実行するか）	創出・取得・強化・保護・収益化の五側面のうち、どこに・なぜ投資するか説明（単なる「重要です」では不十分）
取締役会による不断の検証	取締役会が知財を含む経営資源配分を戦略・計画との整合性から検証していることの記載
リスク管理体制	技術・情報流出リスクへの対処（営業秘密管理・経済安全保障）の体制説明
エクスプレインの場合	知財投資を積極的に行わない場合はその合理的理由（技術成熟度・代替手段等）の丁寧な説明

3. 「知的財産」の文言消失をどう読むか

3.1 「後退」ではなく「格上げ」

今回の改訂で補充原則3-1③・4-2②に明示されていた「知的財産への投資」という直示文言が消えたことを「知財の重要性低下」と読む誤解が一部に存在する。しかし、金融庁・東証の公式変更履歴版は「削除された記載について重要性が失われたと考えることは適切ではない」と明記している。〔^4〕

むしろ本質的な変化は、知財が「補充原則の一記述項目」から「原則本文に書き込まれた取締役会の責務」へと格上げされたことにある。旧3-1③は情報開示という枠組みで知財を扱っていたが、新4-1は取締役会が成長投資として説明すべき経営事項として位置づけた。知財は「書くべき欄」から「経営として議論すべき事項」へ移行した。〔2〕〔3〕

3.2 コンプライ・アンド・エクスプレインへの移行

大和総研は今回の改訂について「本質的な取組みと丁寧なエクスプレインが期待される」と整理している。コンプライをする場合であっても、その理由や取組みを丁寧に説明する「コンプライ・アンド・エクスプレイン」が投資家に歓迎される。知財の開示についても「知財投資について記載しています（コンプライ）」という一行では済まず、**具体的にどのような投資判断をし、それが成長戦略のどこに効いているか**を説明する姿勢が実質的に求められる。^{[3][5]}^[^4]

4. 関連ガイドライン・政策との整合

4.1 知財・無形資産ガバナンスガイドライン（改訂予定）

内閣府・経産省が主導してきた「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」（Ver. 1.0：2022年1月、Ver. 2.0：2023年3月）は、今回のCGC改訂に合わせてVer. 3.0への改訂が予定されている。2026年6月12日に決定された「知的財産推進計画2026」は、「競争力の源泉である知財・無形資産の潜在的価値を可視化することにより、中長期の成長投資に資金が回るよう、知財・無形資産ガバナンスガイドラインを改訂する」と明記した。また有価証券報告書等における知財開示の在り方について、2026年度中に方針を示すとされている。^{[8][9]}

4.2 特許庁ガイドブックとの接続

特許庁は2025年4月に「企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」を公表しており、大和総研もこのガイドブックを改訂案4-1の実務的読み解きの参照先として明示している。CGC報告書の知財記載は、このガイドブックが示す「企業と投資家の視点ギャップを埋める開示」の考え方と接続させることが実務的に有効である。^[^5]

5. 企業の対応状況と先進・遅滞の実態

5.1 現行コード下での開示水準（2025年度調査）

一般社団法人知財・無形資産ガバナンス協会（IPIAGA）が2026年3月6日に公表した「プライム市場時価総額上位700社対象・知財・無形資産ガバナンスの実践状況調査報告（2025年度）」は、現状の深刻な形骸化を浮き彫りにした。〔^10〕

CGC補充原則への形式的対応と実態の乖離：

- 補充原則3-1③「COMPLY（遵守）」表明：**686社（98%）**〔^10〕
- ところが実態評価では「◎（優：具体的記載あり）」はわずか**14%（95社）**、「○（良）」**33%（229社）**
- 実質的不合格（「×」33%+「△」20%）が**53%**に達する〔^10〕
- 補充原則4-2②（取締役会監督）では実に**85%（592社）**が「記載なし（×）」〔^10〕

統合報告書・任意開示（プラス・アクション）の6項目評価：

評価項目	○（具体的記載あり）	×（記載なし）
戦略活動（知財活動内容の説明）	321社	-
ストーリー（価値創造プロセス）	302社	-
監督体制（ガバナンス体制説明）	109社	-
KPI（定量的目標値）	125社	402社

KPI設定・監督体制説明が著しく弱く、総合評価「◎+○」は全体の**36%（253社）**に過ぎない。〔^10〕

5.2 業種・規模別の格差

- **食料品**：高評価（◎+○）が57%、特に◎が19%で全業種最高〔^11〕
- **情報・通信業**：前年28%→55%へ急増（生成AI・DX競争が開示圧力を高めた）〔^11〕
- **輸送用機器**：製造業だが全体平均（約36%）と近い水準〔^11〕
- **銀行業**：高評価わずか2%（◎ゼロ）、72%が×評価で知財開示に極めて消極的〔^11〕
- **時価総額1兆円以上**：高評価58%、時価総額1,000億円以上2,000億円未満では31%（◎はわずか1%）〔^10〕

5.3 好事例企業の戦略的特徴

IPIAGAが選定した2025年度好事例6社（日清オイリオグループ、味の素、三井金属、デンソー、東京エレクトロン、住友商事）の共通特徴は：〔¹²〕

①味の素（アミノサイエンス×知財三位一体）

- 「アミノサイエンス®」を核に研究開発・事業・知財が完全連動
- 「ABF」（味の素ビルドアップフィルム）について、開発初期段階から知財部門が参画する「知財先行型」の体制を明示
- 半導体基板分野でYK値（特許経済価値）が競合を圧倒して1位〔¹⁰〕

②デンソー（技術・知財の価値創造パス可視化）

- 知財の重点領域を「クルマの価値拡張」「モビリティの拡張」「社会システムとの融合」の3軸に整理
- 「技術・知財における価値創造パス」として、技術テーマ→アウトプット（電動化等）→アウトカム（脱炭素社会実現等）の因果連鎖を表で明示
- 「特許活用率」「戦略採用率」という稼働中のKPIを開示〔¹⁰〕

③東京エレクトロン（圧倒的ポジション宣言）

- 「半導体製造装置メーカーでNo. 1の特許ポートフォリオを有している」と明言
- 2025年3月期から5年間で累計1.5兆円以上のR&D投資計画を明示
- 市場シェア順位と特許ポートフォリオを直接結びつけて記載〔¹⁰〕

④日清オイリオグループ（IPランドスケープ×市場創出）

- 油脂技術を核とするIPとマーケット情報を組み合わせたIPランドスケープ的分析を活用
- 「ヘルシーオフ製法」について家庭用・業務用市場の周到的な特許網と参入障壁構築を記載
- R&D費・保有特許数の推移を数値で開示し、調味料分野YK値でダブルスコアの1位を達成〔¹⁰〕

⑤三井金属（ステージゲート管理への知財組み込み）

- 新規事業推進のステージゲート管理に知財確保とリスクマネジメントを統合
- 全固体電池向け固体電解質（A-SOLID®）等の具体的テーマと結びつけた知財活動の説明〔¹⁰〕

⑥住友商事（非製造業の無形資産ハイブリッドモデル）

- 技術特許だけでなく「プロダクトデザイン」「ビジネスノウハウ」を「知的資本」として広義に定義
- 知的資本を人的資本・グローバルリレーション資本・ブランド価値と複合させて新規事業創出
- 製造業以外の業種が参考にすべき「非特許型知財ガバナンス」モデル〔10〕

6. 実務上の対応指針

6.1 CG報告書での記載戦略

2027年7月末提出のCG報告書では、原則4-1と4-2(2)への対応を軸に以下の流れで記載を構成することが推奨される：〔3〕〔4〕

1. **成長の道筋の明確化**：経営理念・中期経営計画の方向性と知財戦略の接続（「どの事業でどんな競争優位を目指すか」）
2. **知財投資の具体的説明**：創出（R&D）・取得（M&A・ライセンス）・強化（権利化・標準化）・保護（営業秘密・情報セキュリティ）・収益化（ライセンス・新製品展開）の各側面を自社の実態に即して記述
3. **取締役会の検証プロセス**：知財を含む経営資源配分を取締役会が中計策定・予算編成時に実際に検証していることの具体的記述
4. **定量的な指標・KPI**：単なるR&D費・出願件数ではなく、事業収益との因果関係が明確な指標（新製品売上比率、ライセンス収入推移、価格プレミアム、知財活用率等）の提示

なお、JIPAは2026年5月13日提出の意見書で「収益化」という表現がライセンス収入に限定的に見えるため「活用」への修正を要望した。最終確定版の文言に留意が必要である。〔13〕

6.2 組織体制の整備

改訂案は「知財部門の問題」ではなく「取締役会の問題」として知財を位置づけている。必要な体制整備として：〔4〕

- 取締役会事務局・経営企画・知財部門・IR・サステナビリティ・CFO機能の横断連携体制の構築

- 知財専門用語を経営言語に翻訳して取締役会で議論できる資料様式の整備
- 新原則4-4解釈指針を踏まえた情報漏えいリスク・経済安全保障対応の体制整備

JIPAはCGC意見書において原則1-1解釈指針にある「IR担当・経営企画・法務部門等」という列挙に**「知的財産部門」を追記するよう要求**しており、知財部門が投資家対話において重要な役割を担うという認識が制度的に確立されつつある。[^13]

6.3 先進企業が示すKPI構造

IPIAGAの調査では、投資家が真に求めるのは「どれだけ使ったか（R&D費）・作ったか（出願件数）」ではなく「将来キャッシュフローの拡大や事業リスク低減への論理的パス」である。先進企業が採用している因果パスの強いKPIの例：[^10]

- **カシオ計算機**：「新技術要素開発貢献売上比率」（技術→売上の直接的連鎖）
- **ローム**：「注力領域の特許出願の比率」（戦略集中の指標）
- **コニカミノルタ**：「知財ROI」（投資対効果の直接測定）
- **デンソー**：「特許活用率」「戦略採用率」（権利の実稼働率）
- **資生堂**：「戦略領域の特許出願比率」＋「国内外の研究受賞数」
- **SOMPOホールディングス（非製造業）**：「事故対応の総合満足度」（無形資産の最終アウトカム）

7. 政策的含意と今後の展望

7.1 「知財推進計画2026」との連動

2026年6月12日に知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2026」は、CGC改訂と三位一体の政策パッケージを形成している。同推進計画では：^{[9][8]}

- IPランドスケープの活用による戦略17分野での競争優位確保
- 知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂による中長期成長投資促進
- 有価証券報告書等における開示の在り方の2026年度中の方針策定

- AI時代における知財保護・透明性に関する**プリンシプル・コード**の策定

を重点施策とした。CGC改訂で創出された「取締役会による知財投資説明責任」は、有報開示の制度整備（有報・事業報告の一本化等）・ガイドライン改訂と組み合わせ、知財開示の法的・制度的要求水準がさらに高まる可能性がある。〔8〕

7.2 形骸化リスクと投資家の目線

知財ガバナンス研究会の調査では「偽装コンプライ（コンプライ表明しながら記載なし）」が2024年の31%から2025年の33%へと増加した。2026年CGC改訂でコンプライ・オア・エクスプレインの対象が「基本原則・原則」のみに絞られたことで、理論上は旧補充原則3-1③・4-2②が対象外となり形式的なコンプライ宣言が容易になる面がある。しかし大和総研は「名目上のコンプライを目指すのではなく、各社の戦略や状況に応じた本質的な取組みや丁寧なエクスプレインが求められる」と強調しており、解釈指針に明示された「創出・取得・強化・保護・収益化」の具体的フレームが実質的な説明要求として機能する。〔11〕〔5〕

CGCの形式的対応（COMPLY継続）企業と実質的対応企業の3年間時価総額上昇率は前者75%・後者34%（EXPLAIN継続企業）と大きな差があり、ガバナンス・ディスカウントの存在が示されている。知財開示の充実と企業価値評価の好循環を実現するためには、「何を開示するか（量）」から「どう経営として機能させているかを説明するか（質）」への移行が不可欠である。〔10〕

まとめ

2026年改訂CGCにおける知財・無形資産の扱いは、「知財投資の開示義務から成長投資説明責任への格上げ」という本質的転換を意味する。CG報告書では原則4-1・4-2(2)への対応として、①**成長の道筋と知財戦略の接続**、②**創出・取得・強化・保護・収益化の五側面での具体的な投資説明**、③**取締役会による経営資源配分の不断の検証記録**、④**技術・情報流出リスク管理体制**を一体的に記述することが求められる。先進企業の事例（味の素・デンソー・東京エレクトロン等）が示すのは、知財部門が「権利管理の部門」から「経営資源配分を支援するインテリジェンス機能」へと進化することが、改訂後CGCの実質的要請に応える唯一の道である。〔2〕〔3〕〔5〕〔4〕〔10〕

References

1. [\[PDF\] コーポレートガバナンス・コードの改訂について - JPX - ※ 改訂の趣旨等については、「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」（別紙1）をご参照ください。 II 概要. 項. 目. 内.](#)
2. [2026年CGC改訂で知的財産は「成長投資・・・」の中核要素へ - 本コード改訂案における留意事項等は、成長投資の促進、取締役会の機能強化、有価証券報告書の定時株主総会前の開示、であり、特に成長投資の促進が重要なところでしょう。](#)
3. [2026年コーポレートガバナンス・コード改訂案-消えた「知的財産 ... - 今回の改訂案において、知的財産は単なる開示項目から、経営資源配分の中核へと位置づけが変わったと見るべきです。もう少し踏み込んで言えば、知財 ...](#)
4. [\[PDF\] コーポレートガバナンス・コード改訂案における「知的財産・無形 ...](#)
5. [\[PDF\] コーポレートガバナンス・コードの改訂案が 公表 - 大和総研 - 知的財産等の無形資産への投資については、知的財産等が競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、上場会社はその創出・取得・強化・保護・収益化 ...](#)
6. [\[PDF\] 成長投資の促進に向けた コーポレートガバナンス・コードの改訂 ... - 本コードは、会社の意思決定の透 明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果断な意思決定を 促すことを通じて、企業の「稼ぐ力」の向上 ...](#)
7. [投資促進へ統治指針改訂 経営資源の有効活用求める 金融庁・東証（時事通信） - Yahoo!ニュース - 金融庁と東京証券取引所は3日、成長投資の促進に向け、企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）の改訂案を有識者会議に示し、大筋で了承された。 上場企業に対し、現預金などの経営資源を成長投資](#)
8. [知的財産戦略本部 | 総理の一日 - 首相官邸 - 高市総理は、総理大臣官邸で第55回知的財産戦略本部を開催しました。](#)
9. [『知的財産推進計画2026』決定 - よろず知財戦略コンサルティング - 2026年6月12日、「知的財産戦略本部会合」が開催され、『知的財産推進計画2026』が決定されました。...](#)

10. [\[PDF\] プライム市場上場企業における知財・無形資産ガバナンスの深層 ...](#) - 本稿は、一般社団法人 知財・無形資産ガバナンス協会（IPIAGA）が2026年3月6日に公表した「プライム市場時価総額上位700社に対する知財・無形資産ガバナンスの実践状況調査 ...
11. [2025年版 東証プライム市場上場企業における知財情報開示状況](#) - 知財ガバナンス研究会では、毎年プライム市場上場企業における知財・無形資産ガバナンスの実践状況に関する調査を行っている。2025年は、700社を対象に、 ...
12. [2025年度プライム市場知財・無形資産ガバナンス調査報告書](#) - 2026年3月6日に行われた「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」（第28回）において、一般社団法人...
13. [\[PDF\] コーポレートガバナンス・コードの改訂案における知的財産・無形 ...](#) - 2. 総論. 本改訂案の原則の中に、知的財産を含む無形資産が企業価値向上の重要な要素として明確に位置付けられ、経営戦略や成長戦略の中で整理されて ...